

第21期第1回秋田県内水面漁場管理委員会議事録

1. 日 時

令和3年2月25日（木）午後2時30分～午後3時30分

2. 場 所

秋田県庁 議会棟 2F 特別会議室

3. 出席者

【委員】

遠藤 実、青谷 晃吉、小松 ひとみ、伊藤 克朗、山上 文明、
中嶋 義孝、菊地 勇、鈴木 学、萩野 秀実、小松 愛

【専門委員】

櫻庭 由秋、鈴木 養二郎

【事務局（水産漁港課）】

工藤 輝喜（事務局長）、斎藤 和敬、橋本 羊子、保坂 芽衣、
松井 崇人、宮崎 信作、佐藤 滉平

4. 開会

○事務局（斎藤）

出席委員数10名、専門委員2名で過半数を超えていますので委員会は成立します。ただいまより第21期第1回秋田県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

5. 委員紹介・事務局紹介

（事務局から委員及び専門員を紹介）

（事務局長から事務局を紹介）

6. 会議資料等確認

（事務局が資料を確認）

7. 会長等互選・席次決定

○事務局（斎藤）

委員会規程により会長及び会長代理は、委員が互選することになっており、会長は議長を行うことになっておりますが、まだ議長である会長は決まっておられませんので、会長が決定するまでは事務局長を仮議長として進めたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員一同

(異議なし)

○事務局(斎藤)

ありがとうございます。それでは事務局長よろしくお願いします。

○仮議長(事務局長)

それでは会長選出まで、私の方で進めさせていただきます。よろしくお願
いします。始めに事務局から、会長についての説明があるようですので、事
務局からよろしくお願いします。

○事務局(斎藤)

以前から委員になっている方には、既に説明をしていますが、初めての方
もおりますので説明します。

この内水面漁場管理委員会の全国組織として、全国内水面漁場管理委員会
連合会があり、その下に全国を3つのブロックに分けたブロック協議会があ
ります。秋田県は、東日本ブロック協議会に属し、今期については、ブロッ
クの監事役が既に秋田県に割り当てられており、今回会長に選出された方は、
東日本ブロック協議会の監事の役割も担ってもらう事になりますのでよろし
くお願いします。以上です。

○仮議長(事務局長)

それでは、会長及び会長代理の選出に移りたいと思いますので、事務局か
ら説明をお願い致します。

○事務局(斎藤)

それでは、お配りした内水面漁場管理委員会規程をご覧ください。第4条
第1項の規定により、会長及び会長代理は委員が互選することになっており
ますが、具体的な選出方法は規定されておらず、委員の皆様で決めていた
だくことになります。

参考までにこれまで実施された選出方法を紹介します。前々回、第19期
は、継続委員が選考委員となり、協議し会長を選出し、会長代理は会長の指
名により決めております。前回、第20期は、委員全員で会長、会長代理の
順に選考を行って決めております。推薦ということになります。

それ以外の方法としては、前期の委員が選考委員となり、協議し会長と会
長代理を選出して決める方法、投票により会長と会長代理を一括して選出
する方法、投票により会長と会長代理を別々に選出する方法などがあります。

○仮議長(事務局長)

ただいま事務局の方から選出方法の紹介がありましたが、他に意見等はご
ざいますでしょうか。

○中嶋委員

可能であれば、また、本人が了承してくれるのなら、前期までの会長、会長代理の続投をお願いしたい。

○仮議長（事務局長）

ご意見ありがとうございます。しかし、先に選出方法を決めなくてはなりませんので、会長、会長代理の決定については後ほどになります。

○中嶋委員

前期の委員を選考委員にして協議するのがいいのではないのでしょうか。

○仮議長（事務局長）

ただいまの中嶋委員の発言に対して、何か意見等ございますでしょうか。

○委員一同

（特になし）

○仮議長（事務局長）

それでは、選考委員が協議により選出ということで進めさせていただきます。

○委員一同

（異議なし）

○事務局（斎藤）

それでは、継続委員が選考委員となり協議ということで、継続委員の皆さんで協議をお願いいたします。

（選考委員の協議により会長及び会長代理の選考）

○仮議長（事務局長）

それでは、選考委員を代表しまして、中嶋委員の方から会長及び会長代理の選出をお願いします。

○中嶋委員

ただいま協議した結果、会長には遠藤委員、会長代理には菊地委員をお願いしたいという結果となりました。

○仮議長（事務局長）

ありがとうございます。それでは、会長に遠藤委員、会長代理に菊地委員が選出されたということで、委員の皆様、いかがでしょうか。

○委員一同

（異議なし）

○仮議長（事務局長）

それでは、会長、会長代理が決定されましたので、仮議長としての役割を終わらせていただき、退席させていただきます。進行の御協力ありがとうございます

います。

○事務局（斎藤）

それでは、会長、会長代理には席を移動していただきますので、以降の進行をお願いしたいと思います。就任にあたり、お二人から一言ご挨拶をお願いします。

○遠藤会長

8年間会長を務めさせていただきましたが引き続きということで、また、今回は東日本ブロック協議会の監事役も努めるということですので、よろしくお願い致します。

○事務局（斎藤）

ありがとうございました。続きまして、菊地会長代理をお願いします。

○菊地会長代理

第16期から続けさせていただいております。当委員会につきましては、漁業法、地方自治法に規定された県の執行機関であり、委員会の果たす役割というのは非常に重要でありますので、今後は皆さんと4年間、内水面漁業発展のために協力しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○事務局（斎藤）

ありがとうございました。それでは、会長には以後、議長として議事の進行をお願い致します。

○遠藤議長

それでは、議事を進めたいと思います。よろしくをお願いします。
次に席次の決定についてです。

（くじ引き抽選により座席決定）

8. 議事録署名委員選任

○遠藤議長

ただいま、事務局から席次が報告されましたが、本日はこのままの席でご了解いただきたいと思います。

それでは、次の議事に入りますが、その前に議事録署名委員について、規定では第11条に会長及び会長の指名する出席委員2名以上が署名することになっております。

今回は、菊地会長代理と小松ひとみ委員をお願いします。よろしいでしょうか。

○菊地会長代理・小松委員

(了承)

9. 議事

議題(1)ア(ア):「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る指示について」

○遠藤議長

それでは、議事に入ります。コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る指示について、事務局の説明をお願いします。

○事務局(松井)

それでは、説明させていただきます。座って失礼いたします。

資料1をご覧ください。毎年発動しております、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示ですが、県内の内水面とその接続水域を対象に、病魚またはその疑いのある魚の、持ち出し制限、移植の制限、放流の制限、遺棄の禁止の4項目の内容です。期間は令和3年4月1日から翌年3月31日までの1年間です。

2ページには、県内の状況をまとめておりますが、表にありますように、今年度は発生はありませんでしたが、事務局としては、これまでと同じ内容で委員会指示を発動すべきと考えます。説明は以上です。

○遠藤議長

コイヘルペスの委員会指示ですが、継続すべきとの事務局の説明に対して、委員の皆様、質問、意見はありませんか。

○菊地会長代理

知事命令による処分と普通の処分は何が違うのですか。

○事務局(松井)

養殖業者に対しては知事命令による処分ということになり、個人の池等に対しては知事の命令による処分とはなっていません。養殖業者に対しては、コイヘルペスウイルス病の関係ですが、補償という制度があり、知事の命令による処分を実施しなければ補償の対象にはなりません。令和元年度に発生したものに付きましては、養殖業者さんであったため、知事命令による処分を実施し、一部補償ということになりました。

○菊地会長代理

分かりました、ありがとうございます。

○遠藤議長

よろしいでしょうか。では、案のとおり、委員会指示第1号を発動するという事でよろしいですか。

○委員一同

(異議なし)

○遠藤議長

それでは、発動することとします。ちなみに、資料1の(3)に「PCR検査」との記載があり、皆さんも耳に馴染みがあるかと思いますが、コイについてもコロナウイルスと同じようにPCR検査により確認するという事です。参考までにお伝えしました。

議題(1)ア(イ):「ブラックバス等外来魚の再放流に係る指示について」

○遠藤議長

それでは、次にブラックバス等外来魚の再放流に係る指示について、事務局の説明をお願いします。

○事務局(松井)

資料2をご覧ください。ブラックバス等外来魚の再放流の禁止に関する委員会指示で、内容としてはブラックバス類、ブルーギルは、採捕した河川湖沼とそれに連続する水域に再び放してはならない、というものです。

期間は令和3年4月1日から翌年3月31日までの1年間で、これまでと同じ内容を記載しております。

中段の経緯となりますが、昭和58年に本県で初めてオオクチバスが確認され、平成4年から漁業被害が問題になり、平成8年に秋田県内水面漁業調整規則を改正し、移植放流を禁止しました。平成15年からは、生息数を減らす目的で秋田県内水面漁場管理委員会の指示により、再放流を禁止しています。平成17年の外来生物法により、飼育・栽培、運搬、保管、野外への放出、譲渡等が禁止されていますが、再放流は含まれていないことから、生息数を晴らすため再放流禁止の委員会指示を継続しています。

次に下段の委員会指示発動の必要性をご説明いたします。まず①、抑止力を弱められない理由があるかですが、こちらは、主に社会的背景からの検討です。実は、山形県最上川水系で本県未確認の特定外来生物コクチバスが増殖しており、新たに平成28年度からリリース禁止の委員会指示を発動しており継続しております。山形県が継続している中で、隣県の本県でも抑止力を弱めるタイミングではないと事務局では考えます。また、横手市の明永沼ではブラックバスの駆除を継続して行っていますが、サイズの小さい個体があり、繁殖をしていると思われ、対策を止めればすぐに増加する可能性があります。

次に②ですが、こちらは、漁業実害への検討です。ご存知のとおり、河川漁協の遊漁規則、行使規則には、リリース禁止の条項がありますので、この委員会指示で、漁業実害への検討となれば、八郎湖で漁業被害があるかどうか

かとなります。これに関しては、次のページで少しご説明いたします。

こちらは八郎湖における漁業状況をグラフにしたものです。図5のブラックバス混獲量は減っており低位に安定しているものと考えております。漁獲量では八郎湖の主要な漁獲物であるワカサギやシラウオは昨年は好調でした。しかし、一昨年はワカサギが不漁であったりと資源状況が不安定な中でブラックバスの数が増えることがないように対策は必要かと思えます。

次に③ですが、委員会指示発動をやめた場合の検討です。一度、繁殖したブラックバスを完全に駆除することは難しい中で、ブラックバスの数が減っている状況です。ここで対策を緩めてしまいブラックバスの数が増えてしまえばこれまでの対策が無となってしまいます。これらのことから来年度も委員会指示を継続するべきと事務局では考えます。

○遠藤議長

外来魚の委員会指示ですが、事務局の説明では、外来魚の資源量そのものは減っているようですが、規制の手は緩めるタイミングではないとの説明です。委員の皆様、質問、意見はありませんか。

○鈴木（義）委員

八郎湖で漁業を営み40年以上になりますが、最近ではブラックバスがほとんど見られなくなり、釣り人も少なくなっている。ブラックバスがいなくなってから、湖内にいるスズキが海へに行かず残るようになってきている。スズキを販売することはできないので、こちらの方が問題となっています。食べると美味しいのですが。

○遠藤議長

八郎湖でスズキが増えて問題になっているとのことですが、伊藤委員から何か意見はありますでしょうか。

○伊藤委員

色々と関連していることかもしれませんが、ワカサギが船川港で大分釣れるようになってきていて、相当量が海に出てきているようです。ワカサギは元々そういう性質の魚ですが、それで八郎湖でも12月の釣果に変化が出ているようです。このような魚の動きをトータル的に見ると何か分かるのではないかと思います。八郎湖に戻っていくワカサギを追ってスズキが入ってきて残存湖に完全に居着くとか、雄物川でもスズキがずっと川に居着いているということが分かっている。淡水は馴染むようなので。

○鈴木（義）委員

5～6年前までは、小さいスズキは秋になるといなくなっていたので全然獲れなかったのですが、最近では1年中います。腹を切ってみるとワカサギの山が出てきます。

○伊藤委員

食害についても多少は調べなければならないかもしれませんね。

○遠藤議長

状況は変化しているようですので、有効利用するのか、駆除しなければならないのか、問題になってくるかもしれないので、注意したいと思います。

では、案のとおり、今年度も委員会指示第2号を発動することにしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員一同

(異議なし)

○遠藤議長

それでは、事務局の方で手続きをお願い致します。

議題(1)イ：「第五種共同漁業権に係る増殖量について」

○遠藤議長

それでは、次に第五種共同漁業権に係る増殖量について、事務局の説明をお願いします。

○事務局(松井)

それでは説明させていただきます。

河川の増殖量案と十和田湖の増殖量案の順で話しをさせていただきます。

資料3-1をご覧ください。まずは河川についての増殖量案を説明いたします。1ページは、第五種共同漁業権魚種に係る増殖量の案です。去年は、新型コロナウイルスの影響に加えて天候も悪く遊漁収入が減少しております。しかし、新型コロナウイルスの影響による遊漁者の減少を心配した一部の漁協で放流量を減らすという話があり、県では資源維持のため緊急的に稚魚を各漁協の告示数量の2分の1を上限に買い上げを行っております。新型コロナウイルスの感染の収束はまだ見通しが立たない状況ですが、去年の経験を踏まえて各漁協から放流の計画があがってきております。

それでは、内容を説明しますので、次のページをご覧ください。表とグラフはここ10年程の告示とそれに対する実績を示したものです。グラフの見方は青三角のラインが告示数量を表し、赤丸のラインが実績を表しております。平成30年度に増殖指針を見直し、平成31年度から新たな指針に基づき告示をおこなっております。グラフ上の黒星が平成26年からの指針、白星が平成31年からの指針となっております。これにより、告示と実績の差が解消されております。当面は、平成31年からの指針のとおり告示するべきとして案を示しております。

続いて、十和田湖の増殖量案について説明します。資料3-2-①が増殖

量の案です。例年どおり、増殖指針どおりの告示となっています。こちらは大臣免許なので、青森県と同じ内容で告示することが必要となりますので、これまでどおりのこの内容で今回も告示すべきと考えます。

説明は以上です。ご審議、よろしく申し上げます。

○遠藤議長

増殖量について、委員の皆様、質問、意見はありませんか。

○委員

(特になし)

○遠藤議長

無いようですので、事務局が示した案のとおり告示することにします。よろしいでしょうか。

○委員一同

(異議なし)

○遠藤議長

それでは、事務局の方で手続きをお願いします。また、先の委員会指示2件と増殖量告示については、県公報の手続きもよろしく申し上げます。

議題(2)ア:「全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果について」

○遠藤議長

それでは次に、報告事項の全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果について事務局より説明をお願いします。

○事務局(松井)

説明させていただきます。

資料4をご覧ください。例年、開催される東日本ブロック協議会ですが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面で行われました。第1号議案のウ、提案項目(案)の検討及び追加提案項目については、4ページと5ページにありますとおり、宮城県と山形県から意見があり、宮城県の意見は承認されましたが、山形県の意見は見送りとなりました。しかし、山形県の意見も重要ということで、別の機会に水産庁へ提案することで話がまとまりました。

次に、第4号議案の全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の第21基役員選出案についてですが、秋田県は監事役となることが決定しました。以上です。

○遠藤議長

内容について、委員の皆様、質問、意見はありませんか。

○委員一同

(特になし)

○遠藤議長

来月あたりから各漁協さんの総会があるかと思います。私もこの資料を拝見したのですが、山形県さんからの提案項目である、「漁業監視及び密漁対策について」ですが、組合員が少なくなっている中で、広い範囲を監視するのは、やはりなかなか監視の目が行き届かないということで、色々とトラブルが出ていると聞いております。漁協の経営が厳しい中で手当をするのは難しいと思いますが、何か良い方法はないものか、情報を集めていただければなと思います。

○事務局（松井）

議長の仰るとおり、山形県の案につきましては、秋田県においても雄物川のひっかけ釣り、サクラマス狙いであるのにシーバス釣りと言い張る遊漁者等によるトラブルもありますので、やはり必要なことであると話はさせていただいております。今回提案として載せるのは難しいですが、他県からも同じような主張は何件かありました。水産庁には別の機会に報告させていただけることになっているので、他県の意見も聞きながら水産庁へも話に行っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○遠藤議長

ありがとうございました。

議題（3）：「その他」

○遠藤議長

それでは、議題（3）の「その他」について何かありますか。

○菊地会長代理

平成26年度に制定された、内水面漁業の振興に関する法律で、秋田県の内水面漁業振興計画というのは、策定の予定はありますか。

○事務局（松井）

今のところ策定するという話にはなっていませんが、必要ということであれば協議はしていきます。

○菊地会長代理

県内の漁協さんは、高齢化や遊漁者減少による減収、コロナの影響ともなれば、どんどん弱体化が進んでしまう。県でもやはり、5年なら5年のビジョンを法律に基づいて策定してほしい。県が必要ないといっても、必要であると思うんですよ。このように素晴らしいスタッフがいるのですから、振興計画というのは今すぐできなくても、計画を立ててやって貰いたいなと思い

ますので、検討よろしく申し上げます。

○事務局（松井）

ご指摘の件、承知致しました。ただし、県だけで計画を作るというわけにはいかないものなので、他の漁協さんとも協力しながら、前向きに検討したいと思っております。

○菊地会長代理

水産漁港課だけではなく、外部を含めた全般的な考え方をしなければならぬということですね。

○事務局（松井）

内水面漁業振興法は、基本的に水産だけに係る話ではなくて、河川工事を行う場合等にも係ってくる話であるので、全般的に話をまとめていかなければなりません。ですので、漁協さんだけですぐにやりたいという話ではできないので、漁協さんとも話を詰めながら検討したいと思えます。

○遠藤議長

他に何かありますか。

○中嶋委員

米代川でも密漁が行われています。現在はサクラマスの解禁前ですが、すでに7～8名釣りをしている者がいる状況です。

○遠藤議長

子吉川や雄物川の状況はどうでしょうか。

○鈴木（学）委員

子吉川でも暴徒化する遊漁者がいます。ですので、巡回する際は必ず2人で行くようにしております。言うことを聞かない場合は、「警察に通報する」と言うのが居直るわけですよ。楽しく釣りをする人からしても非常に迷惑なことです。監視員の方にも被害が及ぶこともありますので、来月早々に監視委員会がありますが、絶対に被害が及ばないような監視の仕方を検討していきたいと思えます。何かあった場合は警察に通報するようにはしています。

○事務局（松井）

この時期は、漁業管理班の取締員がサクラマスの遊漁取締巡回を実施しております。3月31日までは、サクラマスの禁止期間ですので、釣った場合は漁業調整規則違反、4月1日以降は、遊漁券を購入せずに釣りをすると漁業権の侵害というような話になります。遊漁券を買っているのに提示しないといった場合の対応は、調整規則の範疇にはなく、当課の取締の業務を超えているということもあるので、警察との連携をとれるようにしたいと考えております。

○伊藤委員

単純にサクラマス資源を守るという目的もあると思いますが、観光という視点から言うと秋田のサクラマスは全国的に有名であり、そのような場所で密漁者がいるという情報はとてもマイナスイメージです。中には、「密漁者がいるならあまり行きたくないな」など単純にそういう人もいるし、観光資源としてブランド力を高めるのなら、密漁者に対する対策が必要だし、それをSNS等でPRできれば良いと思います。

○遠藤議長

その他に何かありますか。

○委員一同

(特になし)

○遠藤議長

それでは次に移ります。

10. その他

○遠藤議長

それでは、「その他」について、事務局から何かありますか。

○事務局（松井）

はい。次回の内水面漁場管理委員会についてですが、馬場目川漁業協同組合より遊漁規則の変更について、話が来ております。変更内容は、遊漁券の販売場所の変更ですが、溪流魚の解禁日となる3月21日までに認可が必要になるため3月15日の週に次回の内水面漁場管理委員会を開催する必要がありますので、追って連絡をさせていただきます。

もう一点ですが、漁業法の改正に伴い、委員会議事録を原則公開しなければならないと規定されておりますので、今回の委員会議事録からは、議事録署名委員の署名を受けた上で、インターネット等により公開されることとなりますので、ご了承ください。

11. 閉会

○遠藤議長

それでは、これで第21期第1回の秋田県内水面漁場管理委員会を閉会します。御苦勞様でした。

終了